

平成 30 年度 地域活性化総合特別区域評価書

作成主体の名称：京都市，京都府

1 地域活性化総合特別区域の名称

京都市地域活性化総合特区 豊かな文化と自然のもと，世界中から人々が集う，「ほんもの」に出会う京都～5000万人感動都市へ～

2 総合特区計画の状況

①総合特区計画の概要

我が国を代表する国際的な観光地として，世界中から多くの人々を呼び込み，観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより，京都市域の活性化を図るとともに，ひいては我が国全体の活性化に寄与し，観光立国の実現を先導するため，規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら，国際観光拠点の形成，文化自由都市の創造に係る取組を行っていく。

②総合特区計画の目指す目標

・文化的・精神的な充実感の提供と地域経済の活性化で，日本を元気に

不透明感，閉塞感の漂う今日，日本はもとより世界の人々は，ゆとりや潤い，文化的・精神的な充実感を求めており，伝統，文化，自然，和の精神など，“ほんもの”の魅力に触れ，日本文化の源を確認することのできる京都が果たすべき役割はますます大きくなっている。

本総合特区における取組を進めることで，世界中から多くの人々を呼び込み，京都市域の活性化を図る。また，地域の活性化に伴う経済効果を周辺地域にも波及させ，ひいては我が国全体の活性化にも寄与することを目標とする。

・京都の都市特性を発揮した「旅の本質」を堪能する新しい観光の姿を提案

名所を足早に見て回るのではなく，じっくり滞在し，奥深い京都の魅力を五感で体感できる，これまでにない新しい観光の姿を提案し，質の高い観光を提供する先駆的な取組を推進する。

こうした取組を通じ，観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより，日本文化の原点であり，我が国を代表する国際的な観光地として，国全体の観光立国の実現を先導することを目標とする。

③総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

平成23年12月22日指定

平成25年3月29日認定（平成31年1月29日最終認定）

④前年度の評価結果

観光分野 4.1点

・高水準で目標を達成している。施策の方向性が先進観光都市である京都らしく文化

性に富んでいることは高く評価する。

- ・「特定伝統料理海外普及事業」について、事業の目標値、その効果検証がやや曖昧である。
- ・課題は、特区計画の目標の一つである「京都の都市特性を発揮した「旅の本質」を堪能する新しい観光の姿の提案」に関わる「混雑の緩和」である。混雑の緩和に向けて市が進める「時間」「季節」「場所」の3領域の集中是正は、それぞれが別個にあるのではなく、「時間×季節×場所」といった形で、魅力のきめ細かな掘り起こしとその訴求が必要である。
- ・混雑が懸念されている京都市において、年間外国人宿泊客数に関する総量的な評価指標を設定しなくても良いのではないかと。単なる拡大を目指すのではなく、京都に息づく伝統産業への連関が重要である。
- ・年間消費額を消費単価を高めることによって達成しようとするなら、そのための施策と結びつけての説明が必要である。年間外国人宿泊客数についても、施策との因果関係をより明確に説明する必要がある。

⑤本年度の評価に際して考慮すべき事項

前年度の評価における「年間外国人宿泊客数に関する総量的な評価指標を設定しなくても良いのではないかと」との指摘も踏まえ、「市民生活と観光の調和」を最優先にするため、単に観光客の増加を目指すのではなく、延べ宿泊客数の増加や、観光消費額単価の向上を図ることとして充実させた「京都観光振興計画 2020+1」に基づき、平成31年1月29日付けで数値目標を変更した。

具体的には、

- ・ “年間観光消費総額”を1兆円から1兆3000億円へ上方修正
- ・ 外国人宿泊客数に関する目標を削除

を行うとともに、特定伝統料理海外普及事業において、受入対象拡大の提案の実現による更なる広がりが期待されることから、

- ・ “外国人料理人の延べ受入れ人数”を8人から15人へ上方修正
- を行った。（“再来訪意向及び紹介意向”については目標値据置き）

また、本事業による直接的な成果を示す指標として、前年度評価分から、サブ指標として金融支援（利子補給金制度）の活用により整備されたホテル等の宿泊施設の客室数を実績として記載している。

3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙1）

①評価指標

評価指標（1）：再来訪意向及び紹介意向

数値目標（1）：47.5%（平成25年）→80%（令和2年）

〔当該年目標値71%、当該年実績値57.0%、進捗度80%〕

評価指標（2）：年間観光消費総額

数値目標（2）：1兆1268億円（平成29年）→1兆3000億円（令和2年）

〔当該年目標値1兆1845億円、当該年実績値1兆3082億円、進捗度110%〕

【サブ指標（2）】

総合特区支援利子補給金制度の活用により整備された宿泊施設の客室数：943室
評価指標（3）：特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数
数値目標（3）：9人（平成29年度）→15人（令和2年度）

[当該年目標値11人，当該年実績値12人，進捗度109%]

②寄与度の考え方

該当なし

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

「京都観光振興計画2020+1」に掲げる計218事業を，市内の各事業者や社寺，観光施設等と連携して着実に推進するとともに，規制の特例措置を活用して「ほんもの」の食文化の魅力発信・普及を図る特定伝統料理海外普及事業などの総合特区制度を活用した一歩踏み込んだ取組を一体的に進めることにより，目標達成の実現可能性を高める。

具体的には，「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」，「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用，自然景観の保全・再生」，「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」，「若手から円熟の巨匠まで，国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の複層的な取組を着実に推進することで，上記の各数値目標の達成と定性的目標の実現に取り組んでいる。

④目標達成に向けた実施スケジュール（別紙1-2）

近年，京都市域の観光を取り巻く動きは非常に早く，外国人観光客の急激な増加等によるマナーや混雑の問題，民泊問題などの新たな課題，文化庁の京都への全面的移転の決定や宿泊税制度の導入などの新たな環境の変化が生じている。こうした新たな課題や環境の変化に対応するため，より市民生活と観光との調和を重視するとともに，観光を地域経済の振興と地域活性化につなげる観点に立った取組を追加・充実させた「京都観光振興計画2020+1」を平成30年に取りまとめたところであり，当該計画に掲げる目標をもとに，本事業における目標値を設定している。

こうした変化に対応した様々な取組とともに，本事業を一体的に進めることにより，目標の達成を目指す。

4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

①特定地域活性化事業

特定伝統料理海外普及事業（出入国管理及び難民認定法）

ア 事業の概要

出入国管理及び難民認定法上，外国人が日本国内の日本料理店で働きながら日本の伝統料理の知識及び技能を修得するための活動は認められていないが，総合特別区域計画の認定を受けることによって，京都市内に限り，上記の活動を行う外国人の在留資格が認められ，外国人調理人が京都市内の日本料理店で働きながら京料理の知識及び技能を習得し，帰国後に京料理を世界に発信することを通じて京料理の

海外への普及を図っている。

なお、外国人料理人の受入期間は5年以内、受入人数は1事業所当たり3人以内としている。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

平成30年度は、新たに3名の外国人料理人を受け入れ、延べ受入れ人数は12名となった。また、新たに1店舗（美濃吉竹茂楼）が受入店舗に加わり、累計7店舗が当該事業に参加する等の広がりもみせている。

帰国した料理人は、母国の日本食レストランやすし店への勤務等を通じて、日本料理の普及に努めている。特に、概ね2年間以上就労している外国人料理人を「和の『こころ』と『わざ』を世界に伝える京料理人」として、独自に委嘱（平成30年度末時点で計3名）することにより、海外における京料理の普及に一層の促進を図っている。例えば、委嘱第2号となったジャキエ・クララ（フランス）は、帰国後はフランス・パリの日本食レストラン「ENYAA（エンヤ）」に勤務し、その活動が政府発行の国際広報誌「We Are Tomodachi」に採り上げられたほか、テレビや雑誌でも採り上げられる等しており、また、京都・パリ友情盟約締結60周年記念式典において来賓として出席し、都市間交流の機運醸成にも一役を買うなど、その活躍を通じて、京都のブランド力の向上や外国人観光客誘致に貢献している。

その他“日本の伝統を愛し、日本で働く外国人に密着し、母国の親に「我が子の奮闘VTR」を届ける”民放キー局の特番（プライムタイムで放映）にもこれまで2人の就労中の外国人料理人が採り上げられるなど、国内における事例の認知度も向上していると考えている。

平成31年1月には、「シルバー以上の調理技能認定」を受けている外国人を新たに受入対象とする等とした計画の変更が認定された。訪日外国人消費動向調査（2018年）においても、外国人観光客が「訪日前に期待していたこと」としてその7割が「日本食を食べること」と回答しているなど、日本食への関心の高まりがみられる中であって、「ほんもの」の日本食や食文化の普及・発信に向けた本事業は、長期的な視点から観光産業の更なる発展に寄与するものと考えており、今後、拡大された受入対象の枠も活用しながら、事業の一層の充実を図ることとしている。

②一般活性化事業

旅館業法の構造設備基準の緩和

ア 事業の概要

旅館業法の旅館に求められる玄関帳場の設置や最低客室数などの構造設備基準を緩和し、京町家旅館など京町家の保全・継承を図るとともに、創造的な活用を促進する。

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

平成24年度春協議において、国と協議を行った結果、現行法令の簡易宿所として営業が可能と回答が示され、京町家を活用した施設について、一棟貸しや適切な運営を条件として玄関帳場の設置を免除するなど、安全安心及び地域と調和した魅力ある宿泊施設の拡充に取り組んでいる。

③規制の特例措置の提案

該当なし

※ ただし、平成29年度秋協議において提案した以下の内容について、関係省庁との協議が完了し、平成31年1月に計画変更が認定された。

- ・ 農水省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定」を受けている外国人を新たに受入対象に追加する。
- ・ 1事業所当たり2名以内とされている受入人数の上限を、1事業所当たり3名以内に拡大する。

5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（別紙3）

①財政支援：該当なし

平成26年度春協議において、無電柱化事業への財政支援（事業費の縮減に資する多様な工法の導入に向けた検討など、先駆的な取組に当たっての助言及び集中的な支援等）について国と協議を行った結果、「取り組みは重要であると考えており、地方整備局等に相談して頂ければこれら取り組みについての助言を行って参りたい。」との回答が示された。

以来、近畿地方整備局と相談しつつ、低コストでの無電柱化に向けた小型ボックス活用埋設（電線共同溝方式）の先行導入、国土交通省の「平成30年度道路に関する新たな取り組みの現地実証実験（社会実験）」制度を活用した直接埋設方式による無電柱化（常設作業帯コンパクト化等）の実証実験などを進めるとともに、長期的な視点に立った無電柱化の推進のため、平成30年12月に「今後の無電柱化の進め方」を策定し、また、平成31年3月には今後概ね10年間で整備を目指す具体的な道路を示す実施計画を定めるなど、全国のモデルケースとなる無電柱化の取組を進めている。

②税制支援：該当なし

地域活性化総合特区を対象とする税制支援（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）が平成29年度末で廃止されたことから、該当なし。

③金融支援（利子補給金）：評価対象年度における新規契約件数17件

世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成
（地域活性化総合特区支援利子補給金）

ア 事業の概要

民間事業者が、観光旅客の来訪及び滞在を促進する宿泊施設や商業施設等の産業観光施設の整備を行うための資金調達を指定金融機関からの融資により行う場合に、国が、予算の範囲内で利子の一部（最大0.7%、5年間）を支給する。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

引き続き、旅館・ホテル、観光土産品小売店や体験施設等の新設や改修に当たり、多くの融資に活用されたことにより「世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成」に大きく寄与した。

ウ 将来の自立に向けた考え方

当事業は、企業の設備投資に対して最大5年間に渡り利子の一部を補給するものであり、将来に渡って支援が継続されるものではないため、事業者は利子補給期間終了後の継続した経営を想定して事業を活用している。

6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙4）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

京都市域の観光を取り巻く新たな課題や潮流を踏まえ、より市民生活と観光との調和を重視する「京都観光振興計画2020+1」を取りまとめた。具体的には、「訪れてよかった」と感じていただけるための環境づくり（京町家や文化財の保全・活用や景観整備等）、都市の魅力を高めるための観光振興事業を総合的に進めることで、各分野で大きな成果を上げることができた。

- ・ 国際会議件数の増加（平成25年176件 → 平成30年349件）
- ・ “京都を彩る建物や庭園”修理事業補助金による助成（29件）

など

7 総合評価

数値目標のひとつに掲げる年間観光消費総額を2年前倒しで達成した他、一人あたりの観光消費額や平均宿泊日数も着実に増加するなど、地域独自の取組や体制強化と相まって、着実に取組を推進できている。

規制の特例措置を活用した特定伝統料理海外普及事業においても、更なる活用のために受入対象の拡大が実現するなど、引き続き、特区制度も活用しながら、都市の魅力を高め、観光の「質の向上」に向けた取組を継続していく。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成25年)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
評価指標(1) 再来訪意向及び紹介意向	数値目標(1) 47.5%(H25年) →80%(R2年)	目標値	66%	71%	76%	80%	
		実績値	47.5%	56.9%	57.0%		
	寄与度(※):100(%)	進捗度(%)	86%	80%			
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合						
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、「京都観光振興計画2020」及び「京都観光振興計画2020+1」に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一歩踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>世界中の人に京都に行きたいという「あこがれ」をもっていたり目標として、「再来訪意向」「紹介意向」の評価の向上を目指し、非常に高い目標ではあるものの、令和2年までに日本人、外国人とも「大変そう思う」の回答割合80%以上を数値目標とする。</p> <p>数値目標を達成するためには、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組むことが必要であり、規制の特例措置等の実現に向けた国との協議を進め、今後、当該措置を活用した取組を進める中で、各事業の連携を図っていく。</p>					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		各年の目標値は、平成25年の実績値47.5%を基に、目標年次(平成32年)の数値目標80%の達成に向けて、毎年度着実に取組を進めることを見込んで設定。					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		<p>平成30年の「再来訪意向」及び「紹介意向」の「大変そう思う」の回答割合は、それぞれ日本人が59.6%、46.8%、外国人が57.2%、64.3%であった。再来訪意向の「大変そう思う」の回答割合については、日本人は1.9ポイント減、外国人は1.3ポイント増となり、紹介意向の「大変そう思う」の回答割合は日本人は0.5ポイント減、外国人は1.4ポイント増となっている。</p> <p>目標未達となった要因・課題としては、観光客が一部の観光地等に集中することによる混雑(混雑に関する残念度:日本人2.6%増、外国人7.7%増)が影響していると考えられる。</p> <p>引き続き、「朝観光」、「夜観光」の取組を進めることで時間の分散化を進めるとともに、各地域や民間事業者等と連携し、市内全域にある観光地の魅力を掘り起こし、丁寧に発信することで、市域全体への誘客(場所の分散化)を進め、観光地の混雑緩和に取り組むとともに、地域の活性化や観光客の満足度の向上を図っていく。</p>					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成29年)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
評価指標(2) 年間観光消費総額	数値目標(2) 1兆1268億円(H29年) →1兆3000億円(R2年)	目標値	1兆1,845億円	1兆2,423億円	1兆3,000億円		
		実績値	1兆1,268億円	1兆3,082億円			
	寄与度(※):100(%)	進捗度(%)	110%				
代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、「京都観光振興計画2020」及び「京都観光振興計画2020+1」に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一歩踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。世界中から多くの人々を呼び込み、京都市域の活性化を図るため、令和2年までに「年間観光消費総額」を13,000億円とすることを数値目標とする。</p> <p>数値目標を達成するためには、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組むことが必要であり、規制の特例措置等の実現に向けた国との協議を進め、今後、当該措置を活用した取組を進める中で、各事業の連携を図っていく。</p>					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		<p>各年の目標値は、平成22年の実績値6,492億円を基に、目標年次(令和2年)の数値目標1兆3000億円の達成に向けて、毎年度着実に取組を進めることを見込んで設定。</p> <p>具体的に宿泊費、交通費等の項目ごとの目標設定は行っていないが、単に観光客の増加を目指すのではなく、質の高い観光を提供し、延べ宿泊客数の増加や観光消費額単価の向上を図ることにより、観光消費単価の高い宿泊客やビジネス団体客等を伸ばすことが重要であると考えており、関連施策を推進していく。</p>					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		<p>「観光消費総額」は、過去最高であった平成29年の1兆1,268億円を上回る1兆3,082億円であり、目標を2年前倒しで達成した。「観光客一人当たりの観光消費額」は、日本人が20,931円(前年度比2,235円増、外国人が46,294円(前年度比11,701円増))であった。</p> <p>項目別の観光消費総額では、日本人については宿泊代、外国人については宿泊代、買物代、飲食費がそれぞれ1,000円以上増加している。宿泊施設の拡充や朝・夜観光などをはじめとしたコンテンツの充実などによる平均宿泊日数の増加(全体:1.57泊→1.61泊、外国人:2.04→2.14泊)、免税店拡大の支援などによる買い物環境の向上など、京都観光の「質の向上」の取組の成果であると考えられる。</p> <p>今後も、地域や民間事業者と連携し、市域全体への観光誘客を促進することにより地域の活性化、満足度の向上を図るための取組や、免税店拡大への事業者支援等による買い物環境の向上、地域の食にスポットを当てた魅力発信等を通じて更なる京都観光の「質の向上」を図る。</p>					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]特区事業と評価指標の関係性を分かりやすく説明するべき。	[左記に対する取組状況等]評価書本体において、サブ指標として「総合特区支援助利子補給金制度の活用により整備された宿泊施設の客室数」を新たに設定した。
-----------------------------------	--

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成29年度)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
評価指標(3) 特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数	数値目標(3) 9人→15人(累計)	目標値	11人	13人	15人		
		実績値	9人	12人			
	寄与度(※):100(%)	進捗度(%)	109%				
代替指標の考え方や定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
目標達成の考え方や目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、「京都観光振興計画2020」に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>また、本事業は「精神的充足を求め時代に応える和の文化の発信」という政策課題に対応する施策の一つとして位置付けられる。外国人料理人が「ほんもの」の食文化や京料理を学び、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信することにより、京都のブランド力を向上させ、海外からの観光客の誘致にも貢献するものである。</p> <p>総合特区の規制の特例措置の活用状況を確認する指標として、令和2年度までに特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数15人を数値目標とする。</p> <p>数値目標を達成するためには、外国人料理人から問合せがあっても受入れに至らないケースもあることから、新規受入の調整や受入店舗への監査等についてノウハウを蓄積し、取組実施機関である特定非営利活動法人日本料理アカデミーとともに、新たな外国人料理人の受入れにつながるよう受入店舗を支援していく。</p>					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		<p>平成29年度までは、過去の実績と同程度(1人/年)の受入れ人数(延べ人数)を数値目標として設定していたが、平成29年度末時点実績が累計9人となり、令和2年度(目標年次)の数値目標(8人)を上回ったこと、また、外国人料理人の受入対象の拡大の提案の実現(平成31年1月認定)により、更なる受入れが見込まれることから、年間2人の受入れを目標とする。</p>					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		<p>平成30年度は新たに外国人料理人3名が当該特例措置を活用し、これまで累計12名の外国人料理人が京都市内の日本料理店で就労する等、平成31年1月に上方修正した数値目標の達成に向けて順調に推移している。また、受入店舗についても新たに1店舗(美濃吉竹茂楼)で受入れを開始し、これまで計7店舗が参加する等の広がりを見せている。</p> <p>「訪日前に期待していたこと」の1位として、外国人観光客の約7割が「日本食を食べること」と回答しており(訪日外国人消費動向調査、2018年)、また、海外の日本食レストラン数が11年間で約5倍になる(外務省調べ・農林水産省推計、2017年)など、日本食への関心が高まりを見せる中において、京料理に代表される「ほんもの」の日本食・食文化の普及・発信に向けた本事業は、長期的な視点から観光産業の更なる発展に寄与するものと考えている。</p> <p>一方、農林水産省の「日本食・食文化普及人材育成支援事業」を修了した外国人が、引き続き日本料理店での就労を希望するなどのニーズがあるにもかかわらず、海外の所属機関の確保ができず、受け入れの対象とならないケースがあったり、また、1店舗当たりの受入人数の上限から、既就労者の帰国まで待機しなければならない状況があったことから、更なる制度活用を促進するため、受入対象・人数の拡大を国に提案し、平成31年1月の計画変更認定により、実現した。</p> <p>令和元年度早期には、受入対象の拡大を踏まえた新たな外国人料理人の受入れを予定しており、今後とも、新たな受入れと受入店舗の拡大を図っていく。また、世界各国に京料理の魅力を保正しく、積極的に発信していくためには、修了後の外国人料理人による普及活動の推進が重要である。これまでも、帰国後の外国人料理人の活動の様子が政府発行の国際広報誌「We Are Tomodachi」やテレビ、雑誌で採り上げられる等、広く本事業及び京料理の魅力を発信してきており、引き続き、日本料理アカデミーと連携しながら、平成29年に創設した「和の「こころ」と「わざ」」を世界に伝える京料理人「委嘱制度」を活用し、外国人料理人の役割の明確化や意識喚起を行うとともに、広く内外における情報発信に努めていく。</p>					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

上記に係る現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項] 定性的な評価も検討した方が良い。	[左記に対する取組状況等] 評価書本体において、メディア実績などを追記した。
-------------------------	--

■目標達成に向けた実施スケジュール
 特区名:京都市地域活性化総合特区

年月	H29												H30												R1												R2												R3																																																																																															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																							
世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成																																																																																																																																																
<京都に集積する文化的資産の 保全・継承と創造的活用>																																																																																																																																																
①京都の優れた文化的資産を保全・活用するための京都市独自の登録制度	登録制度・助成制度の運用												新たな「認定」9件、「選定」19件												新たな「認定」13件(計130件)、「選定」30件(計413件)												「選定」件数目標500件																																																																																																											
②京町家の保全・再生や京町家旅館の整備促進など	新たな「認定」7件、「選定」16件												新たな「認定」15件、「選定」25件												京町家保全・継承推進計画策定																																																																																																																							
③京都の花街の伝統文化の保全と魅力の発信	京町家条例制定												京町家の解体に係る事前届出制度開												地区指定5地区、個別指定346軒																																																																																																																							
④文化財等を活用したMICE開催、レセプション、エクスカージョンなど	MICE誘致・開催支援												京都ユニークベニューガイド2018発行												京都MICEブランド・コンテンツ強化事業																																																																																																																							
⑤市内免税店の普及促進	取組の推進																								京都ユニークベニューガイド2019発行予定																																																																																																																							
<美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、 自然景観の保全・再生>																																																																																																																																																
①歴史的風土買入地の整備・活用	整備・活用の推進												北嵯峨保全計画の推進																																																																																																																																			
②歴史的景観に配慮した無電柱化の促進	取組の集中的推進												北嵯峨保全計画策定												「今後の無電柱化の進め方」計画策定																																																																																																																							
③三方の山並みの森林景観の保全・再生	小川通無電柱化工事完了												京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインの運用												小倉山森林再生事業(後期計画)開始(H30~H34)												「今後の無電柱化の進め方」実施計画策												先斗町通無電柱化工事完了予定												長辻通無電柱化工事完了予定																																																																																			
<新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造>																																																																																																																																																
①京都市独自の登録制度等を活用した東山裾野の大規模邸宅・庭園群の継	登録制度・助成制度の運用												新たな「認定」9件、「選定」19件												新たな「認定」13件(計130件)、「選定」30件(計413件)												「選定」件数目標500件																																																																																																											
②舞台芸術創造拠点の整備	新たな「認定」7件、「選定」16件												新たな「認定」15件、「選定」25件																																																																																																																																			
世界の写真家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創																																																																																																																																																
<若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組を推進																																																																																																																																																
①京都美術館や京町家などの施設を拠点とした若手芸術家等の育成・活動支援	取組の推進 (H23~「東山アーティスト・プレイスメント・サービス」事業)																																				京都美術館リニューアルオープン																																																																																																											
②「京料理塾」の実施などによる日本料理の世界に向けた発信、市場拡大	京都美術館再整備工事(H29~H31)												外国人料理人(10人目)の受入												外国人料理人(12人目)の受入												外国人料理人(15,16人目)の受入																																																																																																											
③映画、マンガ、アニメなどコンテンツ分野での高度な若手人材の交流促進	外国人料理人(5,6人目)の受入												外国人料理人(9人目)の受入												外国人料理人(11人目)の受入												規制の特例措置の外国人料理人												外国人料理人(17人目)の受入																																																																																															
	京都国際マンガ・アニメフェア開催												京都国際マンガ・アニメフェア開催												京都国際マンガ・アニメフェア開催																																																																																																																							

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価
 規制の特例措置を活用した事業

特定(国際戦略/地域活性化)事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照)	関連する数値目標	規制所管府省による評価
特定伝統料理海外普及事業(法務B001)	数値目標(1) 数値目標(2) 数値目標(3)	規制所管府省名:法務省 <input checked="" type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input type="checkbox"/> その他 <特記事項>

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業(本文4②に記載したものを除く。)

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)
該当なし			

国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業(本文4②に記載したものを除く。)

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)
該当なし			

上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■ 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

財政支援措置の状況								
事業名	関連する数値目標	年度	H29	H30	R1	R2	累計	備考
該当なし		財政支援要望	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	補助制度等所管府省名：××省 対応方針の整理番号：△△ 特区調整費の活用：有／無
		国予算(a) (実績)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		自治体予算(b) (実績)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		総事業費(a+b)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	

税制支援措置の状況								
事業名	関連する数値目標	年度	H29	H30	R1	R2	累計	備考
該当なし		件数						

金融支援措置の状況								
事業名	関連する数値目標	年度	H29	H30	R1	R2	累計	備考
地域活性化総合特区 支援利子補給金	数値目標(1) 数値目標(2)	新規契約件数	23	17			40	

上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）
 財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
京町家まちづくりファンド	評価指標 (1), (2)	助成件数 4件 (選定件数 4件)	(公財)京都市景観・まちづくりセンターにおいて、平成30年度は4件助成した(内29年度選定が3件、30年度選定が1件)。また、平成29年度助成案件のうち1件は、平成30年度に歴史的風致形成建造物の指定を受けた。さらに、まちづくりの活動拠点となるような京町家への改修助成金額の増額など、事業の見直しについて検討した。	京都市
京町家等の耐震化支援	評価指標 (1), (2)	耐震診断士派遣事業派遣件数 184件 耐震改修計画作成支援事業支援件数 22件 耐震改修助成事業助成件数 7件	京町家の構造に適した耐震診断手法の活用により、京町家の保全・再生に向けた耐震化を着実に進めている。今後も引き続き、住宅の耐震化を更に促進するため、支援制度の充実を図るとともに、全市的な普及啓発を展開し、支援制度の利用拡大につなげていく。	京都市
古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、施設整備、維持管理	評価指標 (1), (2)	買入れ面積 0.3ha 森林整備面積 1.5ha 管理道整備延長 170m	良好な森林景観の形成に寄与している。現行制度の範囲内で、景観保全のための植栽整備の一環として実施する木竹の除間伐等について、引き続き、具体的な計画段階での協議や助言等の支援を要望する。	京都市
無電柱化推進事業	評価指標 (1), (2)	無電柱化整備総延長(平成30年度時点) 約61Km	魅力あふれる「京の道」の再生に向け、事業を推進しており、平成30年度には、銀閣寺道、先斗町通、長辻通において無電柱化工事を実施した。 令和元年度以降の更なる推進に向けて、十分な国の財政支援が必要となる。	京都市
四季・彩りの森復活プロジェクト	評価指標 (1), (2)	四季の森施業面積 1.0ha	京の街の借景となる周辺三山において、四季を感じさせる京都らしい森林景観を保全・再生するため、必要な森林整備等を推進している。	京都市
京都市広告景観づくり補助金交付制度	評価指標 (1), (2)	交付件数 53件	京都にふさわしい優良な屋外広告物の普及を促進するため、平成19年度より実施している。平成28年度に制度の見直しを行い、補助対象の拡充、手続の迅速化を図ることで、交付件数が過年度を大きく上回った。平成30年度は交付件数が前年度を下回ったが、今後も、関連する団体等への制度周知を図るとともに、更なる制度の見直しに努め、広告景観の一層の向上に取り組んでいく。	京都市
KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience) 事業	評価指標 (1), (2)	自治体予算 (京都府) 22,000千円 自治体予算 (京都市) 12,000千円 その他 3,036千円	パートナーイベントを含めて多くの来場があり、着実に取組を進めている。	京都府, 京都市, 京都商工会議所等

観光振興事業の推進	評価指標 (1), (2)	着手済等事業件数 216事業 (着手率99.5%)	平成26年に策定した「京都観光振興計画2020」及び「京都市MICE戦略」に掲げた取組をスピード感を持って着実に推進することにより、計画に掲げた目標 (観光消費額1兆円、外国人宿泊客数300万人) を計画期間を前倒して達成することができた。また、計画策定以後に顕在化した課題や環境変化に対応するために取りまとめた「京都観光振興計画2020+1」に掲げた取組を推進することにより、観光の各分野で成果を上げることができた。 ・免税店の増加 (H26年4月178店→H30年4月1,485店) ・国際会議件数の増加 (JNTO基準) (H25年176件→H30年349件) など	京都市
“京都を彩る建物や庭園” 「ランクアップ助成」制度	評価指標 (1), (2)	助成件数 29件 ※うち12件は台風等被害の修理	“京都を彩る建物や庭園”制度で選定又は認定した建物や庭園について、維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として、ランクアップ助成制度を拡充し、“京都を彩る建物や庭園”修理事業補助金制度を創設した。	京都市
未指定文化財への助成	評価指標 (1), (2)	助成件数 7件	文化財が集中する京都市内において、指定を受けていない文化財についても、京都市文化観光資源保護財団により毎年助成を行っており、市内文化財の保全・継承に一定の成果を挙げている。今後も引き続き未指定文化財への助成に取り組んでいく。	京都市

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
該当なし				

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
該当なし				

規制緩和・強化等

規制緩和				
取組	関連する数値目標	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	自治体名
京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく景観重要建造物などの歴史的建築物に係る建築基準法の適用除外	評価指標 (1), (2)	除外件数 3件	平成25年度に条例を改正して対象建築物として追加した非木造の近代建築物を含め、平成30年度は3件について法適用除外の指定を行った。 また、条例の活用のための助成制度 (京都市歴史的建築物保存活用計画作成に係る補助金) を平成26年7月から開始し、平成30年度は3件について助成を行った。 さらに、平成29年4月からは、浴室などの水廻りの増築等を行いやすくするため、標準的な規模の京町家について具体的な技術的基準を定めた包括同意基準を全国で初めて制定し、運用している。	京都市

規制強化				
取組	関連する数値目標	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	自治体名
京都市独自の景観政策による建築物の高さ規制をはじめとした市街地景観、眺望景観、屋外広告物等に係る規制強化	評価指標（1） （2）	屋外広告物の適正表示率 97.2% (H31.3末時点)	市内全域の屋外広告物の違反状態の解消に向け、集中的に取組を進めた結果、平成31年3月末時点では市内約45,600箇所の屋外広告物のうち、97%を超える約44,300箇所の広告物が条例の趣旨に沿った適正な形で表示されている。平成31年度も、残存する景観支障のある案件の解消に向けて是正指導を行っていく。	京都市
その他				
取組	関連する数値目標	直接効果（できる限り数値を用いること）	自己評価	自治体名
“京都を彩る建物や庭園”制度の推進	評価指標（1） （2）	選定件数 55件（累計413件） 認定件数 28件（累計130件）	“京都を彩る建物や庭園”制度を通じ、歴史的資産を市民ぐるみで残そうという気運を高め、活用などの取組を進めることで、維持・継承を図っている。平成30年度には、従来の「ランクアップ助成制度」を拡充し、選定又は認定した建物や庭園の維持・活用に向けた修理事業に対して広く補助金を交付する制度を創設した。これらの建物や庭園の維持・継承の確実性をさらに高めるとともに、公開などの活用を通じて市民の皆様が多様な文化遺産に触れていただく機会を創出するための助成等を通じて、更なる取組の推進を図っていく。	京都市

特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	明治維新から150年、市役所開庁から120年、「世界文化自由都市宣言」から40周年の節目を迎え、「世界の文化首都・京都」実現に向けた文化事業推進、文化財の更なる保存・活用等、京町家の保全・継承を推進する体制の強化等を実施した。
民間の取組等	日本料理アカデミーにおいては、日本料理の発展を図るため、教育および文化・技術研究ならびにその普及活動として「日本食文化の継承と発展」、「地域と風土に根ざした食文化の発展と人材育成」、「世界に向けた正しい日本料理の普及活動」に取り組んでいる。平成30年度は、第7回日本料理コンペティションの開催に向け、海外予選大会の準備に取り組むとともに、「日本料理大全 焼き場」の制作及び「日本料理大全 だしとうま味、調味料」、「日本料理大全 向板Ⅱ」（英語版）の発行等に取り組んだ。

上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------